

# 自己紹介（主な経歴）

- 2001年4月より**総務省**入省：**情報通信政策**に従事。自治体（滋賀県庁）勤務や米国留学（UC Berkeley/UCLA）や公務員制度改革（内閣官房等）も経験。現在、中央大学総合政策学部非常勤講師（情報政策論）。
- 内閣官房 **NISC**（現・内閣サイバーセキュリティセンター）：**サイバーセキュリティ戦略・サイバーセキュリティ基本法**等
- 外務省 **在タイ日本国大使館**：**ICT・デジタル政策**／**科学技術イノベーション**（STI）政策担当、インフラプロジェクト専門官（**宇宙インフラ**）
- 総務省 情報通信国際戦略局 **情報通信政策課** 統括補佐／**情報通信政策研究所**：**AI** 開発・利活用ガイドライン等
- 官民交流法に基づく**民間企業**への交流派遣：**プライバシーガバナンス**、安心・安全で信頼できる「**情報銀行**」認定制度等
- 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 **安全・信頼性対策室長**：**サイバー攻撃や災害等による通信インフラの障害対応**（**通信事故の報告・検証制度**）等
- **個人情報保護委員会**事務局 企画官：**個人情報の保護に関する法律・基本方針**等
- 総務省 情報流通行政局 **情報流通適正化推進室長**：インターネット上の**偽・誤情報等対策**等
- 2024年7月より現職（総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課長）：**データセンター・海底ケーブル・IX等デジタルインフラ、インターネットガバナンス**等

# 「情報通信政策」の歩み・拡がり

- 2000年から新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する2020年頃までを次の4つの時代に区分

① **ICTインフラの整備**を進めた**第一期**：

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（2001年）
- e-Japan戦略（2001年）

② **ICT利活用**を推進した**第二期**：

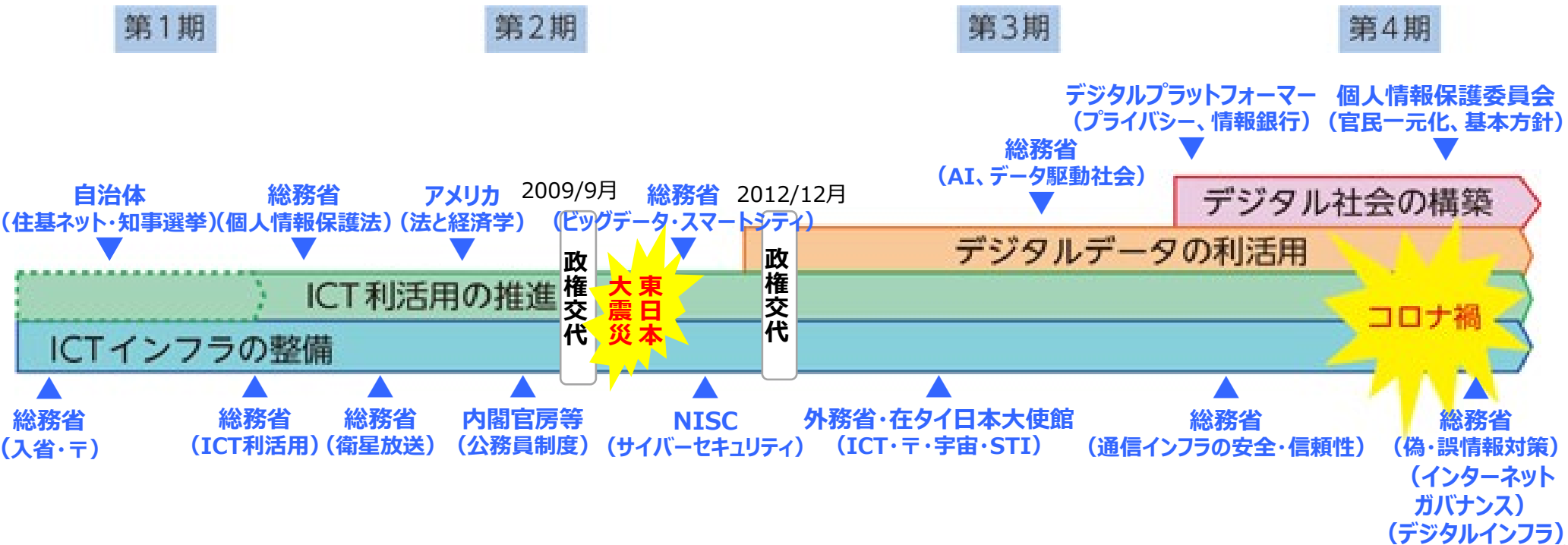
- e-Japan戦略Ⅱ（2003年）
- IT新改革戦略（2006年）

③ **デジタルデータの利活用**を推進する**第三期**：

- 世界最先端IT国家創造宣言（2013年）
- 官民データ活用推進基本法（2016年）

④ **デジタル社会の構築**を目指す**第四期**：

- 世界最先端デジタル国家創造宣言（2018年）
- デジタル社会形成基本法（2021年）



# IGF京都2023における偽・誤情報関連セッションの概要①

- IGF京都2023のDay0（10月8日）において、総務省が協力や主催する偽・誤情報関連セッションとして、ASEANやアジア太平洋地域からも参加した、次の2つが開催。各セッションの概要は以下のとおり。

- ① ハイレベルリーダースセッション：Evolving Trends in Mis- & Dis-Information
- ② ワークショップ：Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)”

## 【①ハイレベルリーダースセッション：Evolving Trends in Mis- & Dis-Informationの概要】

- 偽・誤情報対策について、生成AIによる影響、これまでの取組を踏まえた教訓、被害をうけるコミュニティを守るための対応、規制上の課題、情報の生産者・消費者としての在り方について議論されました。
- **偽・誤情報による影響**として、例えば、次が挙げられました。
  - ・ 認知過程への浸食、自由な意思の喪失、感情の兵器化
  - ・ 女性、難民、人種的・民族的少数者、LGBTQ+等に対するヘイト
  - ・ 社会の分極化、選挙プロセスの操作、民主主義への脅威
- **偽・誤情報対策**として、例えば、次の必要性が示されました。
  - ・ 「デジタル立憲主義」や表現の自由等の人権保護等による共通の原則や価値の共有
  - ・ 国際的な規範
  - ・ エコシステム全体や構造的問題としての対応
  - ・ マルチステークホルダーによる連携・協力、国際的な連携・協力
  - ・ ファクトチェックの推進、国際機関とファクトチェック機関の連携
  - ・ メディアやジャーナリストの役割
  - ・ 「情報的健康」等を通じたリテラシーの向上、市民社会のエンパワーメント
  - ・ 「Originator Profile」等、デジタル署名・電子透かし等による来歴管理等の技術的な対応
  - ・ 「Digital Service Act」等の行動規範や法制等によるAIやデジタルプラットフォームにおける透明性の確保等のための規制枠組み
- 2024年には、複数の民主主義国家において選挙が実施されるなど、**今後、偽・誤情報対策は一層重要になっていくとの認識が共有**されました。



- モデレータ
  - ・ デボラ・スティール（アジア太平洋放送連合代表）
- パネリスト
  - ・ 山本 龍彦（慶應義塾大学教授）
  - ・ マリア・レッサ（2021年ノーベル平和賞受賞者、フィリピン・Rappler共同創設者）
  - ・ ベラ・ヨウロヴァー（欧州委員会委員）
  - ・ ランディ・ミッシェル（米国・国家安全保障会議）
  - ・ ニック・スゾール（Meta監督委員会委員）
- レスポンデント
  - ・ ネガル・パトリア（インドネシア・通信情報技術副大臣）
  - ・ ポール・アッシュ（ニュージーランド・サイバーデジタル首相特別代表）

# IGF京都2023における偽・誤情報関連セッションの概要②

## 【②ワークショップ：Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)” の概要】

- モデレータにより、**EPaDが紹介され、G7各国等における偽・誤情報対策に関する民間企業や市民団体を含むマルチステークホルダーによる既存プラクティスが共有**されました。
- 各パネリストにより、**偽・誤情報対策に関する取組**として、「MAFINDO's Role in Today's Information Ecosystem」（アリボウォ氏）、Rapplerによる「Fighting Disinformation：Spreading the value of truth-telling」（チャイ氏）、Microsoftによる取組（マデリン氏）、「Misinformation and Disinformation in Our Society」（山口氏）について発表されました。
- **偽・誤情報対策**として、例えば、次の必要性が示されました。

- ・ 情報エコシステムにおけるプラットフォーム事業者・メディア・個人や政府等のステークホルダー間の連携・協力、市民社会やジャーナリズムとテック企業との連携
- ・ デバンキングのみならず、偽・誤情報が出現する前の未然の取組であるプリバンキング
- ・ 調査能力や人材共有等によるジャーナリストやニュースルームの強化
- ・ メディアによるファクトチェック、市民社会によるメッシュ、アカデミアによるリサーチ、法律家によるアカウントビリティの4層によるファクトチェック・ファクトベースの報告
- ・ ファクトチェックを広げるための地方メディアとの連携、ファクトチェックの拡散の提供
- ・ メディア情報リテラシー教育、こども等情報の受け手側への対応
- ・ 漫画やインフルエンサー等による若年層へのリーチ等オーディエンスや時代に合わせた取組
- ・ 民間のテック企業による貢献・責任として、テクノロジーの提供やラベル付け等による信頼できるニュースの発信、EUの行動規範等に基づくコンテンツモデレーション、そして、ゲーム等を通じたリテラシー教育等による開かれた民主主義プロセスの保護や情報エコシステムの提供
- ・ インターネットを超えた社会全体の情報生態系の問題として捉えた対応
- ・ 生成AIの普及により誰もが偽・誤情報を作成・拡散できる時代が到来し、人の目によるチェックでは限界がある状況における技術による 対応
- ・ グローバルだけでなくローカルな透明性の確保
- ・ 偽情報の作成者に収入が入らないようにすること
- ・ このセッションのようなグローバルなコラボレーション
- ・ ファクトチェック機関の国際的な協調
- ・ 各国におけるベストな情報やトレーニングの共有
- ・ 偽・誤情報を生成等するAIに関する国際的なルール作り



- モデレータ
  - ・ 古田 大輔（日本ファクトチェックセンター編集長）
- パネリスト
  - ・ アリボウォ・サスミト（インドネシア・MAFINDO創設者）
  - ・ チャイ・F・ホフィレナ（フィリピン・Rappler共同創設者）
  - ・ マデリン・シェパード（Microsoftデジタルセーフティ代表）
  - ・ 山口 真一（国際大学GLOCOM主幹研究員/准教授）

- 偽・誤情報対策において、**プラットフォーム事業者やテック企業等の民間企業、メディア・ジャーナリスト・ファクトチェック機関、法律家、アカデミア、個人・市民社会や政府等のマルチステークホルダーによる地域や国境を越えた連携・協力の重要性が共有**されました。 4



# 「インターネットガバナンス」についての基本的な考え方

- ✓ インターネット上での国境を越えた**情報の自由な流通の確保**が不可欠。
  - ⇒ これにより「グローバル空間」において、インターネットがもたらす利益を最大限活用可能。
  - ⇒ この観点から、インターネットが**政府によって強い規制を受けることは正しい選択とは考えない**。
- ✓ インターネットを巡る諸課題の対応は、**マルチステークホルダー・アプローチ**（政府、企業、学会、技術コミュニティ、市民社会等の関係者が参加）を基本。
- ✓ 基盤となるインターネット資源（**IPアドレス、ドメイン、ルートDNSシステム等**）の安定した管理が不可欠。この管理については、従来からこれを支え、**インターネットの発展に寄与してきた、ICANNを基本とするマルチステークホルダーアプローチを維持**。
- ✓ これまでのインターネットが、技術・学術のコミュニティや産業界等、民間主導により、急速に発展・成長してきたことから、**現在の枠組みや体制を尊重し、成長や革新が妨げられることのないよう議論を進めていくことが重要**。

# ICANNの概要

## Internet Corporation for Assigned Names and Numbers

- 1998年に設立された非営利法人（本部：米国LA）。現在、理事長はMs. Tripti Sinha（インド生まれ、米国在住）、CEO（兼暫定事務総長）はMs. Sally Costerton（英国在住）。
- 様々な地域・分野からのステークホルダーが参画し、インターネットの重要資源の管理・調整に係る業務を実施。
  - IPアドレスの割当およびドメインネームに関する調整
  - ルートDNSサーバー・システムの運用および展開の調整
  - 上記の技術的業務に関連するポリシー策定の調整 等
- 年3回（通常は3月、6月、9月）会合が開催され、総務省からは、データ通信課が諮問委員会の一つである政府諮問委員会（GAC : Governmental Advisory Committee）に参加。

### 組織図（概要）

